

平成21年度

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

問 總務課文書法制係(826-1111 内線2209 FAX 822-9252)

情報の公開を請求できる方は、市内に住所のある方、市内に通勤・通学する方、市内に事務所・事業所のある法人などの団体、または市の事務事業に具体的な利害関係を持つ方です。

これら以外の方であっても、情報の公開請求に準ずる『公開の申出』により、情報の開示を求めることができます。ただし、『公開の申出』により求めた情報が仮に非公開となつたときは、『請求者』のような不服申立て(後述)をすることはできません。

情報公開制度は、『土浦市情報公開条例』に基づき、市民の皆さんからの請求に応じ、市が保有している情報を原則として公開する仕組みです。市民の皆さん市政参加を促進するとともに、皆さんと市との信頼関係の強化を図り、公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的としています。

請求などができる方

受け付けています(様式はホームページからダウンロードできます)。

公開・非公開の決定

情報公開請求書を受理した日の翌日から起算して14日内(事由や請求量により日数を延長する場合があります)に、公開・非公開を決定します(公開・非公開の決定期間を延長するときは、延長する理由と決定できる期日を書面でお知らせします)。

公開・非公開の決定

請求は、情報公開の総合窓口である情報公開室（市役所本庁舎2階）で受け付けています。皆さんの相談に応じて、請求される情報を特定した後、情報公開請求書（「公開の申出」のじきは情報公開申出書）に必要事項を記載していただきます。

請求などの方法

情報公開制度

公開の方法

あらかじめ請求者などと協議のうえ、お知らせした日時に情報公開室で、情報の閲覧視聴または写しの交付により行います。

平成21年度の運用状況 い
ます。
この1年間の情報公開の請求などの状況は、請求が27件で、申出が17件の合計44件でした(別表1参照)。これらの請求などに対する決定などの状況は、別表2のとおりで、公開率は100%になつています。

別表1 請求などの状況

(单位: 件)

実施機関		件数	主な内容
市長部局	市長公室	3	市長交際費に関する情報など
	総務部	11	住居表示に関する情報など
	市民生活部	2	土地埋立申請に関する情報など
	保健福祉部	0	
	産業部	0	
	建設部	8	水道配水に関する情報など
	都市整備部	14	開発許可申請に関する情報など
	計	38	
市議会	3	委員会に関する情報など	
教育委員会	1	校舎に関する情報	
消防長	0		
監査委員	0		
選挙管理委員会	1	市議会選挙に関する情報	
農業委員会	1	農地転用許可申請に関する情報	
合計	44		

別表2 請求などに対する決定などの状況 (単位:件)

別表2 請示請求に対する反対状況(単位:件)						
	公開	一部公開	非公開	不存在	棄却	合計
合計	21	23	0	3	1	48

※ 1件の請求に対し複数の決定をしたものや、他制度での
公開となる申請を複数したもののが含まれます。



個人情報保護制度

個人情報保護制度は、『土浦市個人情報保護条例』に基づき、皆さん方が、市が保有している自分の個人情報を見たり、その個人情報に事実の誤りがある場合に、その訂正などを請求することができ仕組みです。

個人のプライバシーの保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

の際、本人または法定代理人であることを証明できる運転免許証、パスポートなどの身分を証明するものを提示または提出してください。

公開の方法

を限度として延長する場合があります)に削除するかどうかを決定し、書面で通知します。

この1年間の個人情報の開示請求などの状況は、別表3

平成21年度の運用状況

～6のとおりです。

土浦市職員採用試験(第1

請求ができる方

自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでもすることができます。また、未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求をすることができます。

個人のプライバシーの保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

個人のプライバシーの保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

個人のプライバシーの保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

個人のプライバシーの保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

開示請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内(30日を限度として延長するときがあります)に開示するかどうかを決定し、書面で通知します。

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内(60日を限度として延長する場合があります)に訂正するかどうかを決定し、書面で通知します。

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内(60日を限度として延長する場合があります)に訂正するかどうかを決定し、書面で通知します。

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内(60日を限度として延長する場合があります)に訂正するかどうかを決定し、書面で通知します。

削除請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内(60日を限度として延長する場合があります)に訂正するかどうかを決定し、書面で通知します。

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内(60日を限度として延長する場合があります)に訂正するかどうかを決定し、書面で通知します。

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内(60日を限度として延長する場合があります)に訂正するかどうかを決定し、書面で通知します。

不服申立て

開示請求、訂正請求および削除請求に対する決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

開示請求、訂正請求および削除請求に対する決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

請求の方法

請求の内容に応じて、所定の請求書を情報公開室に提出してください。その際、本人またはその法定代理人であることを証明できる運転免許証、パスポートなどの身分を

請求の内容に応じて、所定の請求書を情報公開室に提出してください。その際、本人またはその法定代理人であることを証明できる運転免許証、パスポートなどの身分を

請求の内容に応じて、所定の請求書を情報公開室に提出してください。その際、本人またはその法定代理人であることを証明できる運転免許証、パスポートなどの身分を

請求の内容に応じて、所定の請求書を情報公開室に提出してください。その際、本人またはその法定代理人であることを証明できる運転免許証、パスポートなどの身分を

請求の内容に応じて、所定の請求書を情報公開室に提出してください。その際、本人またはその法定代理人であることを証明できる運転免許証、パスポートなどの身分を

別表3 個人情報を取り扱う事務の数

市長部局	(単位:件)	
	市長公室	45
総務部	43	
市民生活部	103	
保健福祉部	180	
産業部	40	
建設部	53	
都市整備部	59	
会計課	4	
小計	527	
		合計

別表4 開示請求の状況

実施機関	件数	(単位:件)	
		内	容
市長部局	保健福祉部	8	介護認定に関する情報など
教育委員会	1		指導要録
消防本部	1		火災原因調査報告書
合計	10		

別表5 開示請求に対する決定の状況

	開示	一部開示	非開示	不存在	合計
合計	8	2	0	1	11

※1件の請求に対し、複数の決定をしたものが含まれます。

別表6 口頭による開示請求の状況

	開示請求期間	開示請求者数
第1次試験	平成21年10月19日～11月18日	24人(受験者総数 308人)
第2次試験	平成21年11月28日～12月28日	6人(受験者総数 66人)